

発行/ 芦屋市役所
☎ 31-2121/ 38-2152
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/

■問い合わせ
保険医療助成課 医療助成担当
☎ 38-2037

7月1日から「福祉医療費助成制度」が改正されます

老人医療費助成制度		老人医療費助成制度とは、健康保険が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減する制度です。	
		改正前(平成21年6月まで)	改正後(平成21年7月から)
対象者	■本市に住所があるかた ■健康保険の加入者 ■65歳誕生月の初日から70歳誕生月未まで	現行制度と同じ	
所得制限額	■受給者本人が市町村民税非課税者であること ■世帯で65歳以上のかた全員の市町村民税における課税所得金額が145万円未満であること	■市町村民税非課税世帯に属していること ■受給者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であること	
医療機関で支払う負担割合(一部負担金限度額:月額)	一般区分 2割(外来12,000円・入院44,400円) 低所得2区分 2割(外来8,000円・入院24,600円) 低所得1区分 1割(外来8,000円・入院15,000円)	一般区分 廃止 低所得2区分 現行制度と同じ 低所得1区分 現行制度と同じ	

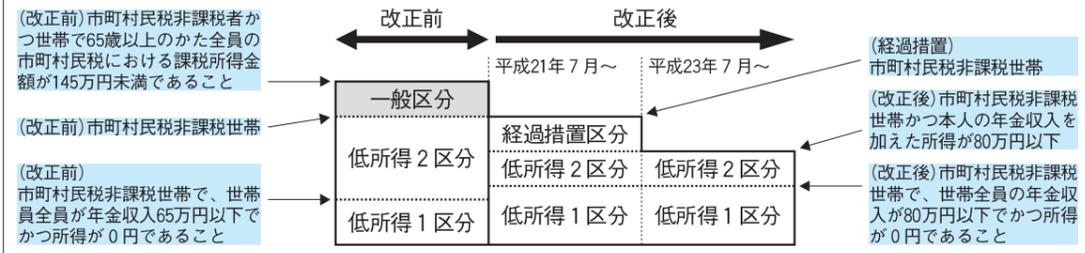
		平成21年7月から平成23年6月までの経過措置	
		現行制度と同じ	
対象者	市町村民税非課税世帯に属していること		
所得制限額	市町村民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下		
医療機関で支払う負担割合(一部負担金限度額:月額)	経過措置区分	2割(外来8,000円 入院24,600円)	

※ただし、平成23年6月未までの2年間については、上記の経過措置を設けています。



市では、65歳から69歳までのかたや乳幼児・障がい者・母子家庭等のかたの健康保険が適用される医療費の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。今年7月1日から、この「福祉医療費助成制度」の所得制限額・一部負担金の限度額等が改正されますのでお知らせします。

老人医療



老人医療費助成では、市町村民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が八十万円以下のかたのみが助成の対象になります。ただし、経過措置として平成二十三年六月まで市町村民税非課税世帯のかたは助成の対象になります。

このことにより、これまでの一般区分は廃止され、助成の対象外になります。現在、一般区分のかたは受給者証の一部負担金の割合が二割負担、外来が一万二千円まで、入院が四万四千四百円までとなっているかたは、収入や所得控除額世帯構成などの条件に変動がなければ今年七月以降老人医療費助成の受給ができなくなります。

現在、低所得区分2のかたは受給者証の一部負担金の割合が二割負担、外来が一萬四千六百円まで、入院が二萬四千六百円までとなっているかたの一部も平成二十三年七月以降老人医療費助成の受給ができなくなります。

また、低所得区分1では対象のかたの範囲を拡大しています。

一部負担金の限度額は一般区分の廃止に伴うもの以外は現行どおりです。

現在老人医療費助成制度を受けていないかたで新たに制度の対象になるかたは、受給者証の交付申請をしていただく必要があります。申請には健康保険証・印鑑が必要です。さらに、転入者のかたは平成二十一年度の

所得証明書が必要です。なお、現在老人医療費助成制度を受けているかたには今年六月下旬に新しい受給者証、受給資格更新の必要はありません。

母子家庭等医療費助成制度		母子家庭等医療費助成制度とは、健康保険が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減する制度です。	
		改正前(平成21年6月まで)	改正後(平成21年7月から)
対象者	■本市に住所があるかた ■健康保険の加入者 ■母子家庭の母およびその監護する児童、父子家庭の父およびその監護する児童、ならびに遺児	現行制度と同じ	
所得制限額	■母子家庭の母、父子家庭の父、養育者、もしくは児童の扶養義務者の総所得金額等の合計額から福祉医療制度の控除額を差し引いた後の金額が扶養人数0人の場合は192万円未満(扶養が1人増えるごとに38万円加算)	現行制度と同じ	
医療機関で支払う負担割合(一部負担金限度額:月額)	一般区分 (外来)500円(月2回まで) (入院)1割負担(月2,000円まで) 低所得区分 (外来)300円(月2回まで) (入院)1割負担(月1,200円まで)	一般区分 (外来)600円(月2回まで) (入院)1割負担(月2,400円まで) 低所得区分 (外来)400円(月2回まで) (入院)1割負担(月1,600円まで)	

		平成21年7月～平成23年7月～	
改正前	改正後	改正後	改正前と同じ所得基準額
一般区分	一般区分	一般区分	
低所得区分	低所得区分	低所得区分	

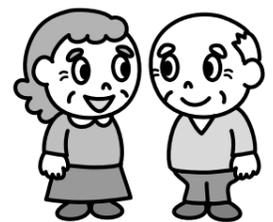
(改正前)母子家庭の母、父子家庭の父、養育者、もしくは児童の扶養義務者の所得基準額が扶養人数0人の場合は192万円未満(扶養が1人増えるごとに、38万円加算)

(改正前)母子家庭の母、父子家庭の父、養育者、もしくは児童の扶養義務者が市町村民税非課税者で年金収入65万円以下かつ所得金額が0円であること



母子家庭等医療

母子家庭等医療費助成では、低所得区分のかたの範囲を拡大します。一部負担金の限度額の見直しでは、一般区分のかたが医療機関等で支払う一部負担額が一回五百円から六百円に見直しされるなどの改正が行われます。



母子家庭等医療費助成では、低所得区分のかたの範囲を拡大します。一部負担金の限度額の見直しでは、一般区分のかたが医療機関等で支払う一部負担額が一回五百円から六百円に見直しされるなどの改正が行われます。